

平成 29 年第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 29 年 9 月 20 日午前 9 時 00 分、第 3 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 松下好延
4	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 金田敏行	12 伊藤 武

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	氏原哲哉	建設課長	金田敬司
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 伊藤 斉

5 議事日程

日程第 1 議案第 4 3 号

平成 29 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第 2 議案第 4 4 号

平成 29 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（文教厚生委員長報告）

日程第 3 議案第 4 5 号

平成 29 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

（文教厚生委員長報告）

日程第 4 議案第 4 6 号

平成 29 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

（文教厚生委員長報告）

日程第 5 議案第 4 7 号

平成 29 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第6 議案第48号
平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第49号
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第8 議案第50号
平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第9 議案第51号
平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)
(総務建設委員長報告)
- 日程第10 陳情第3号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び
拡充を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 陳情第4号
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 陳情第5号
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第13 陳情第6号
私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 所掌事務の調査報告
(総務建設委員長報告)
- 日程第15 認定第1号
平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算特別委員長報告)
- 日程第16 認定第2号
平成28年度設楽町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
(決算特別委員長報告)
- 日程第17 認定第3号
平成28年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- (決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 4 号
平成 28 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 5 号
平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 6 号
平成 28 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 7 号
平成 28 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 8 号
平成 28 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 9 号
平成 28 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 10 号
平成 28 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 25 認定第 11 号
平成 28 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 26 認定第 12 号
平成 28 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 27 認定第 13 号
平成 28 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- (決算特別委員長報告)
- 日程第 28 所掌事務の調査報告
- (設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 29 発議第 2 号
道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続
を求める意見書

- (追加)
- 日程第 30 発議第 3 号
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求
める意見書
- (追加)
- 日程第 31 発議第 4 号
国の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- (追加)
- 日程第 32 発議第 5 号
愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- (追加)
- 日程第 33 選挙第 5 号
選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
- (追加)
- 日程第 34 同意第 2 号
設楽町教育委員会委員の任命について
- (追加)
- 日程第 35 同意第 3 号
設楽町監査委員の選任について
- (追加)
- 日程第 36 同意第 4 号
設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (追加)
- 日程第 37 同意第 5 号
設楽町田口財産区管理会委員の選任について
- (追加)
- 日程第 38 同意第 6 号
設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について
- (追加)
- 日程第 39 同意第 7 号
設楽町名倉財産区管理会委員の選任について
- (追加)
- 日程第 40 同意第 8 号
設楽町津具財産区管理会委員の選任について
- (追加)
- 日程第 41 議案第 5 2 号
工事請負契約の締結について
- (追加)

- 日程第 42 議案第 5 3 号
平成 2 9 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）
(追加)
- 日程第 43 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 44 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 みなさん、おはようございます。設楽町におきましては、名倉高原、津具高原で米の収穫が最盛期であります。今年も豊作を祈っております。

ただいまの出席議員は 11 名全員です。定足数に達していますので、平成 29 年第 3 回設楽町議会定例会(第 2 日)を開会します。これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 みなさん、おはようございます。本日は議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ 9 月議会定例会の最終日ということで、全員のみなさん方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。議会最終日にあたって、一言御挨拶を申し上げます。まず最初に国政の状況であります。皆様方御承知のとおり安倍首相が 9 月 28 日の臨時国会冒頭に衆議院を解散して、総選挙が 10 月 10 日に公示がされ、10 月 22 日に投開票が行われるのではないかと公算が高くなってきているというふうに聞いております。当町では、町長と議員の補欠選挙を 10 月 15 日に実施をいたしますが、総選挙と同日の 22 日にできないか検討をいたしました。しかし、任期の関係で延ばすことが困難であるため、2 週続けての選挙になるというふうに今考えております。

次に先週の土曜日から月曜日にかけて、日本列島を縦断をしました台風 18 号による被害は幸いにも当町ではほとんどありませんでした。ただ今後いつ発生するかもしれない南海トラフ地震等の大規模地震に備えるため、10 月 29 日日曜日に町内一斉の防災訓練を予定をしております。議員各位におかれましても、それぞれ地元において御協力をいただければありがたいところでもあります。

次に去る 9 月 15 日金曜日に、愛知県の河野建設部長並びに建設部幹部のところを尋ねまして、県で実施をしていただいております設楽ダム関連事業の推進について、今後も遅滞なく継続実施されることの確認をしてまいりました。特に町が計画をしております道の駅清嶺また歴史民俗資料館のオープンと密接な関係がある町道田内清崎線のあゆみ橋の建設ですとか、また田口地区の特定環境保全公共下水道事業、そして町道上原荒尾線の改良事業等、県に代行をお願いしている事業につきまして、進捗の遅れが出ないように要望をしてまいったところでもあります。また先々週と先週の 4 日間におきまして、豊橋市をはじめ東三河 7 市町村

長のところを訪問をいたしまして、昨年11月に発足をいたしました東三河森林活用協議会の取り組みへの協力と設楽ダム事業やまた奥三河地方で今後発生してくる端材等、非有価木等の木材の積極的な利活用について、経済団体等へ呼びかけていただくようお願いを申し上げたところ、御理解をいただき、また御協力をしていただけるということで確認をしてまいりました。以上、近況について報告をさせていただきます。

本日は教育委員の任命などの人事案件7件と一般会計補正予算並びに工事請負契約の締結1件を追加上程をさせていただきます。定例会初日に上程した議案とあわせまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会定例会最終日にあたっての審議に先立ちまして、あいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7 熊谷 おはようございます。平成29年第13回議会運営委員会の結果を報告いたします。平成29年第3回定例会第2日目の運営について9月14日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会付託議案28件、議員提出5件、町長提出は9件、継続審査申出が2件です。日程第1から順次1件ごとに上程します。日程第1から日程第14、日程第15から日程第27、日程第30から日程第32、日程第34から日程第40は一括上程です。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。以上であります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第1、議案第43号「平成29年度設楽町一般会計補正予算（第4号）から日程第14「所掌事務の調査報告」までを一括議題とします。本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田 平成29年第4回総務建設委員会委員長報告をいたします。9月7日木曜日、14時30分から15時15分、総務建設委員会を開催。出席者は委員5名全員、議会事務局、執行部から町長以下10名の各課の課長さん等が出席されました。付託事件は2件でした。審議の結果を報告いたします。(1)議案第43号「平成29年度設楽町一般会計補正予算（第4号）について」質疑8件、意見3件、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。主なものは以下に書いてあるとおりです。(2)議案第51号「平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」、お配りしてあるのに号が抜けておりますが、ちょっと修正したものと古いものが間違っていて印刷されてしまいましたので、後ほど差し替えさせていただきます。号を入れていただきたいと思います。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。「2所掌事務の調査」(1)「道路整備予算の確保及び道路整備

に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」の提出について、意見なし、全員賛成で意見書を提出することといたしました。意見書の提出者と賛成者については、総務建設委員長、総務建設副委員長の名前で出させていただきたいということになりました。「3その他」はありませんでした。以上、総務建設委員会の委員長報告を終わります。

6 高森 それでは委員長として報告させていただきます。平成29年第4回文教厚生委員会委員長報告、9月11日月曜日、午後14時50分から15時30分まで文教厚生委員会を開催。出席者は委員6名全員、議長、議会事務局長、執行部では町長、教育長、総務課長、財政課長、津具総合支所長、保健福祉センター所長、町民課長、生活課長、教育課長となっております。付託事件12件を審議。審議の結果を報告いたします。「1付託事件」(1)議案第43号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」質疑3件、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。以下、たくさんありますが、お目通しよろしくお願ひします。(2)議案第44号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(3)議案第45号「平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(4)議案第46号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(5)議案第47号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(6)議案第48号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(7)議案第49号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。(8)議案第50号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」質疑なし、討論なし、全員賛成で原案通り可決いたしました。陳情にまいります。(9)陳情第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」賛成多数で採択いたしました。(10)陳情第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」賛成多数で採択。(11)陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」全員賛成で採択。(12)陳情第6号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」賛成多数で採択。「2その他」なし。委員会終了後、宝保育園新築現場視察。以上で終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第43号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第43号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第44号「平成29年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第44号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第45号「平成29年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第45号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第46号「平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第46号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第47号「平成29年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第47号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第48号「平成29年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第48号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第49号「平成29年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第49号を採決します。採決は、起立によって行いま

す。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第50号「平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第50号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第51号「平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。議案第51号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。陳情第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに

賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第4号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第4号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第5号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。陳情第5号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 陳情第6号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。陳情第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。陳情第6号は、委員長報告のとおり採択されました。

議長 日程第15、認定第1号「平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第27、認定第13号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの13議案を一括議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

11 金田 決算特別委員会の委員長報告を行います。平成29年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。本委員会においては、平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、9月7日木曜日および9月11日月曜日の両日にわたり、慎重審議されました。

9月7日木曜日、午前9時00分から午後2時5分まで、総務建設委員会所管の審議をいたしました。出席者は、町長・教育長以下役場担当執行部全員と、委員10名全員です。その質疑は以下の通りです。一般会計、歳出に関する質疑は、合計29件で、その内訳は、議会費の審議では質疑なし、総務費の審議では質疑15件、農林水産費の審議では質疑4件、商工費の審議では質疑3件、土木費の審議では質疑2件、消防費の審議では質疑1件、災害復旧費の審議では質疑なし、公債費の審議では質疑なし、諸支出金の審議では質疑4件。次に、歳入に関する審議では質疑2件。特別会計に関する審議では、田口財産区、段嶺財産区、名倉財産区、津具財産区ともに質疑なし。以上でありました。

次に9月11日月曜日、午前9時00分から午後2時32分まで、文教厚生委員会所管の審議をいたしました。出席者は、町長・教育長以下役場担当執行部全員と、委員10名全員です。質疑の内容は以下の通りです。質疑、一般会計の歳出に関する質疑は、合計33件で、その内訳は、民生費の審議では質疑12件、衛生費の審議では質疑8件、住宅費の審議では質疑3件、教育費の審議では質疑10件、歳入に関する審議は、1日目に一括して行っております。

特別会計に関する質疑は、合計13件で、その内訳は、国民健康保険の審議では質疑3件、介護保険の審議では質疑6件、後期高齢者医療保険の審議では質疑1件、簡易水道の審議では質疑1件、公共下水道の審議では質疑1件、農業集落排水の審議では質疑なし、町営バスの審議では質疑なし、つぐ診療所の審議では質疑1件。引き続き討論、採決を行い、以下のように決定いたしました。認定第1号「平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、討論は賛成・反対とも本日この場で行います。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

認定第2号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論は賛成・反対とも本日行います。採決の結果、

賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

認定第3号「平成28年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論は反対・賛成各1名ずつは本日行います。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

認定第4号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第5号「平成28年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第6号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論は反対・賛成とも本日行います。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

認定第7号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第8号「平成28年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第9号「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第10号「平成28年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第11号「平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第12号「平成28年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

認定第13号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を審議いたしました。討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

議長 討論、採決は1件ごとに行います。認定第1号「平成28年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

田中 私は委員長報告に反対し、2016年度、つまり平成28年度一般会計決算の認定を不可とする立場から討論を行います。不可とする理由は、以下のとおりです。第1に、国の悪政に対し町民の暮らしを守る決算にならなかったからであります。政府予算は消費増税を前提にしながら、社会保障の改悪、地方交付税のトップランナー方式の導入、自治体連携の推進、行政サービス、公共施設等の集約化や民間委託の推進などを強めるものとなっていました。町行財政には、こうした社会保障の改悪や行政サービスの後退などの悪政の防波堤になることが、強く求められていましたが、国の国保会計財政支援を保険料軽減に全額まわしたのは評価できるものの、国保料、介護保険料では引き上げの町独自の財政措置はなく、町民生活の苦しみを軽減することをせずに来ました。

第2に、決算では福祉移送サービスが高齢者福祉タクシーとともに有料化され、また生活道路維持費が削減され、住民サービスが後退しています。また子育て世代の経済負担軽減と子育て支援の有効策である給食無料化も見送られたままであります。

第3に、その一方で財調減債基金の積立は27億5千万円にのぼり、ため込むいっぽうで推移しています。積立金の額が人口5,000人以下の類似団体並みであるとの説明でありましたが、要はため込むのか、町民の困窮解決や暮らしを守るために使うのかが問われています。また歴史民俗資料館の費用対効果や現在地から移転させる必然性は、疑問が解消されていません。ため込みや無駄遣いをやめて、国保料、介護保険料の軽減や住民福祉の向上に使うべきではありませんか。

第4に、自治体の使命は住民の生命、財産と暮らし、福祉を守ることにあります。ところが決算上では、ダム関連事業と総合戦略事業が全面に出て、福祉防災などが後掲に追いやられているようにみえます。優先度からいえば、安心安全があってこそ移住定住が実現し、人口減少に歯止めがかかるのではないのでしょうか。設楽町総合戦略や公共施設管理計画を策定する上でも、住民本意、住民福祉の増進を貫くよう要求するものであります。

私は2016年度一般会計の予算審議においても、上記と同様の4つの趣旨によって予算に反対しました。あらためて申し上げれば、第1に「社会保障の改悪など国の悪政から町民の暮らしを守っていないこと」第2に「住民サービス後退し、子育て支援の前進が見られないこと」第3に「積立金はため込むいっぽうで、歴史民俗資料館などの無駄遣いがあること」第4に「ダムと総合戦略が全面に出て、福祉防災などが後掲になっていること」などであります。これらの指摘について、町は5回の補正予算がありましたが、基本的に修正改善されず、今回の決算に至りました。以上から、今回の一般会計決算認定について、不可とするものであります。

また国保・介護の特別会計決算についても同様の理由で不可でありますので、その討論は省略することをあらかじめ申し上げておきます。以上で、討論を終わります。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 今泉 それでは賛成討論を行います。平成28年度財政健全化審査において、実質赤字額、将来の負担などもなく、実質公債費比率も0.4%改善され9.1%となり、財政の歳入歳出の差である財政収支も改善されており、4つの大型事業、名倉保育園建設、町営杉平向住宅建設、簡易水道特別繰出金、田口小学校大規模改修事業等も完了したことにより、約9億円も減少し、実質収支の財政の黒字になっています。しかし一部の物件などを精査すると、歳入部分では町税の不納欠損額、収入未済額、並びに歳出部門では不用額など気になる箇所も見受けられますが、担当課長も前向きに取り組むと回答があり、また監査委員からも指摘事項がないと表明していますことなど、総合的に判断し、賛成の討論とします。

よってこれらの決算状況を鑑み、議員の皆様方の適切な判断と賛同を仰ぎます。以上で賛成討論を終わります。

議長 他に、討論はありませんか。

(なし)

議長 討論を終わります。認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第2号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第3号「平成28年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第4号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第5号「平成28年度設楽町簡易水道等特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第6号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

5 金田 公共下水道特別会計に反対の立場で討論いたします。公共下水道事業が「子どもにツケをまわす事業」であることから反対をいたします。私はこれまでもずっと反対の立場で発言し、経営計画を明らかにしないのは行政の不作為だと指摘してきました。そこでは使用料金値上げの必要や繰入金増加などが生じ、公共下水道事業が財政運営の足かせになって、計画を見直す自治体が増えていることを伝えました。昨年度は設楽町の計画が60%近い繰入金でまかなう経営をしなければならないうえ、これには更新の費用まで含むライフサイクルコストが計算されていない事実を指摘しました。これは国も指導している公会計の収支バランスの視点が欠けています。経営が非常に難しい事業を、自ら選んだ自治体に国の助けは期待できません。

さて、現在人口が4,000人台に減ってしまったという事実。今後も減少傾向にあるという統計があります。人口減の影響で、公共下水道の区域の人口が3%減少し、同様に加入者数も3%減少したという近隣自治体の統計もあります。今回、

さらに施設計画の一部を変更せざるを得ないという事態が起きました。し尿処理施設の移転補償にかかる以上のものが国から出ないことも、変更に影響のあることだと推察しています。今後も施設を利用する他の町村にはし尿処理にかかる施設を運用する部分の分担金しか求められないものと推定されます。本決算が単年度収支を対象としたものだという考え方の主張もあるかと思いますが、決算時には前年度の収支がどうだったかという監査の機能とともに、将来を担う人たちに大きな負担を残さないで、健全財政で運営できるかどうかの見通しをつけ、説明するのも町民の付託に応える行政のあり方です。将来の収支バランスをしっかりと見ましましょう。いったいいつまでライフサイクルコストを含めた経営計画を明らかにしないまま、公共下水道計画を進めるのでしょうか。将来世代にツケをまわすことに目をつぶっている。実際の工事にかかる最後の見直しのチャンスだったのに、経営計画を明らかにしないという点で、反対です。以上です

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 山口 賛成の立場から討論をさせていただきます。今何を言われたのか、頭の中で反対討論を整理いたしておるところであります。子どもにツケをまわすということが非常に頭に残っておるわけでありませうけど、この町を作るのに「水道はいいですよ」と。水道はじゃあツケはまわさないのですか。口から入れたものは外に出ます。鹿島川を見ていただければ、よその水質と比べて700倍に近い大腸菌が、配布されましたデータによりますと記載されております。また公共事業というのは、個人ができないいろいろなものを町をあげての万人に福祉が行き渡る施設を作り、豊かな生活を守ってあげることが、公共事業の大きな役割と思っております。アンケートによりますと、対象世帯573世帯のうちに83%ですか、の「ぜひ作っていただきたい。」という要望も裏付けしております。汚い町を子どもに残すのか。町として清潔で移住定住も望まれる、また生活環境の、水環境の向上をもとに、きれいな町を作っていく。私はそのようなまちづくりで公共事業でしかできない、公共事業がしなくてはいけない、この下水道事業を強く賛成をいたしております。

また町の努力によりまして、コストも32%の終末の合同処理ですか、し尿処理との知恵を絞りながら削減をしておる。また下水道が完成したあかつきには、現在浄化槽及び合併浄化槽等で暮らされております個々の維持管理費が、少なくとも1万円から2万円、想定であります。住民の経費が削減される。そのようななかで、1日も早く、清潔できれいな田口地区を構築していただきたいという思いで、賛成討論とさせていただきます。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第7号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第8号「平成28年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第9号「平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第10号「平成28年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。認定第10号を採決します。採決は、起立によって行いま

す。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第11号「平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第12号「平成28年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。認定第12号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

議長 認定第13号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。認定第13号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りします。休憩をしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第28「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 それでは第4回設楽ダム対策特別委員会の報告をします。平成29年9月13日午前10時より、ここ議場において開催をいたしました。出席は委員全員、町からは町長他8名、設楽ダム工事事務所から所長他11名、豊川水系対策本部から水野事務局長他4名の出席をいただいて開催をしました。審査事件、所掌事務の調査につきまして、3件の調査をいたしました。「(1)平成29年度設楽ダム建設事業の進捗状況について」工事事務所より説明をいただきました。「現在の施工状況について」「県道小松田口線の施行箇所について」「松戸橋下流の施工状況について」「転流工呑口部の施工について」「転流工吐口部及び仮設備ヤードの施工について」の説明をいただきました。質疑は3件ありました。

次に「田口地区公共下水道処理場造成工事について」生活課久保田課長より説明をいただきました。質疑は3件ありました。

「(3)その他」について、質疑6件ありました。

質疑終了後、八橋に移動をして「(4)八橋環境保全池の視察」をおこないました。以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第29、発議第2号「道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5 金田 5番金田文子です。発議第2号、提出者金田文子、賛成者今泉吉人。「道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、地方創生等に対する取り組みや、設楽ダム建設に伴う生活再建策としての道路整備の進捗に影響を与えることが懸念されるため、引き続き道路整備に必要な予算の確保について、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は、1枚はねていただいて別紙のとおりでございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。発議第2号「道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第30、発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」から日程第32、発議第5号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

6 高森 それでは発議第3、4、5、連続して意見書の提案理由を説明させていただきます。発議第3号、提出者高森陽一郎、賛成者河野清。「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりでございます。

発議第4号、提出者高森陽一郎、賛成者河野清。「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、国の私学助成の増額と拡充を求めるため、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりであります。詳細は裏表2ページにわたっております。

発議第5号、提出者高森陽一郎、賛成者河野清。「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）」を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。提案理由は、父母負担と教育条件の公私格差の是正を目的とし、私学助成の増額と拡充を求めるため、愛知県に対し意見書を提出しようとするものです。詳細は別紙のとおりであります。提案理由は以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議長 発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 提案者の説明がですね、提案理由の説明として述べられまして、それは表紙にあります。その提案理由の説明の詳細は別紙だと、こう言われているのですが、その別紙の詳細というのは何なのか。また、提案されている意見書というのはどれなのか。そこらへんが明確ではないように思うのですが、いかがでしょうか。

議長 他にありませんか。

6 高森 提案された内容は、非常に広範にわたっておりまして、なんとかこう1ページの意見書にまとめることで手一杯でございました。特にこの山間地域に関しての特例的の状況に関してはあまり言及がなかったので、そのへんも勘案してこう

いうふうなわかりやすいような当町だったらこういう文言を入れて、設楽町にあるいはこの北設地域に適合した内容になっております。

10 田中 意見書(案)については、次のページの意見書(案)としたものではないのでしょうか。

6 高森 意見書の内容としては、設楽町に関していうと、かなり実現している内容もあるのですが、全国的な、そういう平均的なことを考えて、私学関連で、やはり日本全国が同一のそういう水準でありたいという思いを込めて、こういうふうな文言になっております。

意見書の内容は、この内容どおりだったです。ですから必ずしも議員が言われるように、逐条的に条件を網羅した形でないと思われるかもしれませんが、この内容でひとつ精査をお願いします。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 発議第4号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。発議第4号は、原案のとおり決定されました。

議長 発議第5号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。発議第5号を採決します。採決は、起立によって行いま

す。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。発議第5号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第33、選挙第5号「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」を行います。お諮りします。選挙管理委員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員に、関谷博司さん、村松豊太郎さん、金田長芳さん、遠山和美さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。ただいま、議長が指名しました選挙管理委員に関谷博司さん、村松豊太郎さん、金田長芳さん、遠山和美さんが当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員補充員に、第1順位澤田淳夫さん、第2順位後藤聖隆さん、第3順位熊沢久仁子さん、第4順位藤澤博己さん。以上の方を指名します。

お諮りします。議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。ただいま、議長が指名しました選挙管理委員補充員に第1順位澤田淳夫さん、第2順位後藤聖隆さん、第3順位熊沢久仁子さん、第4順位

位藤澤博己さんが当選されました。

議長 日程第 34、同意第 2 号「設楽町教育委員会委員の任命について」から日程第 40、同意第 8 号「設楽町津具財産区管理委員会委員の選任について」の 7 議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 それでは同意第 2 号の「設楽町教育委員会委員の任命について」から同意第 8 号「設楽町津具財産区管理委員会委員の選任について」までの 7 件を一括して御説明をいたします。まず同意第 2 号、設楽町教育委員会委員につきましては、**太田口区在住**の伊藤昭広さん、43歳に。同意第 3 号、設楽町監査委員につきましては、**清水区在住**の黒柳俊彦さん、66歳に。同意第 4 号、設楽町固定資産評価審査委員会委員につきましては、**清崎区在住**の松井清貢さん、69歳。**川口区在住**の鈴木伸勝さん、59歳。**津具 5 区在住**の今泉逸司さん、46歳にお願いをしたいと思います。また同意第 5 号から同意第 8 号の設楽町田口財産区管理委員会委員、設楽町段嶺財産区管理委員会委員、設楽町名倉財産区管理委員会委員、設楽町津具財産区管理委員会委員につきましては、各財産区 7 名のみなさんを選任したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。詳細につきましては、総務課長のほうから説明をいたします。

総務課長 それでは設楽町教育委員会委員として同意を求める伊藤昭広さんにつきましては、**有限会社伊藤呉服店の代表取締役として活躍されていまして、また今年 3 月までは設楽町消防団長として 2 年間の任務をまっとうしていただきました。また小学校 6 年生、中学校 3 年生、高校 2 年生の 3 人の親御さんでもあり、子供たちの教育にも熱心で、教育委員として適任ということで推薦をさせていただきました。なお任期につきましては、11月10日から 4 年間であります。**

次に、設楽町監査委員として同意を求める黒柳俊彦さんにつきましては、**平成 23 年 3 月に豊田市伊母小学校の教員を退職後、設楽町に戻ってこられ、27 年度には清水区長も歴任され、設楽町のために少しでもお役に立ちたいという御意向があり、今回監査委員に推薦をさせていただいたものであります。任期につきましては、11月9日から 4 年間であります。**

次に、設楽町固定資産評価審査委員会委員として同意を求める松井清貢さん、鈴木伸勝さんにつきましては、設楽町役場に長年奉職され、税務課長も歴任されたことから適任だと思われまして、今泉逸司さんにつきましては、**今泉建築を経営されており、家屋について詳しい方ですので、推薦をさせていただきました。なお任期につきましては、11月9日から 3 年間であります。**

次に、設楽町田口財産区管理委員会委員を**栄町区**の田邊雅己さん、69歳。**本町区**の井川信一さん、72歳。**萩平区**の平松龍さん、74歳。**太田口区**の正木定さん、71歳。**荒尾区**の夏目義治さん、69歳。**長江区**の伊藤友一さん、62歳。**清崎区**の松井祥造さん、67歳にお願いをしたいと思います。

次に、設楽町段嶺財産区管理委員会委員を**田内区**の後藤文喜さん、69歳。**田峯区**の

七原明郎さん、69歳。同じく田峯区の竹下工さん、66歳。同じく田峯区の加藤弘文さん、62歳。三都橋区原井正さん、70歳。同じく三都橋区河合秀久さん、67歳。豊邦区小川信二さん、63歳にお願いをしたいと思います。

次に、設楽町名倉財産区管理会委員を清水区小林敏光さん、67歳。同じく清水区後藤覺さん、69歳。川口区後藤達雄さん、67歳。湯谷区雲野登さん、69歳。東部区後藤允二さん、69歳。南区後藤幸正さん、68歳。同じく南区金田里二さん、69歳にお願いしたいと思います。

最後に、設楽町津具財産区管理会委員を津具1区河邊誠一朗さん、45歳。津具2区村松清和さん、61歳。津具3区佐々木統康さん、68歳。津具4区瀧元光男さん、62歳。津具5区三城幸人さん、65歳。同じく津具5区村松太さん、60歳。津具6区芦沢祥平さん、61歳にお願いをしたいと思います。

なお、各財産区の任期につきましては、11月9日から4年間です。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。同意第2号「設楽町教育委員の任命について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第2号は、同意することに決定しました。

議長 同意第3号「設楽町監査委員の選任について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。同意第3号は、同意することに決定しました。

議長 同意第4号「設楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第4号は、同意することに決定しました。

議長 同意第5号「設楽町田口財産区管理会委員の選任について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第5号は、同意することに決定しました。

議長 同意第6号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第6号は、同意することに決定しました。

議長 同意第7号「設楽町名倉財産区管理会委員の選任について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第7号は、同意することに決定しました。

議長 同意第8号「設楽町津具財産区管理会委員の選任について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第8号は、同意することに決定しました。

議長 日程第41、議案第52号「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 議案第52号「工事請負契約の締結について」、議会の議決を求める内容につきまして説明をさせていただきたいと思っております。契約の目的は、特定環境保全公共下水道事業、処理場用地造成工事であります。契約の方法は、一般競争入札（事後審査型）です。契約金額は、123,120,000円。契約の相手方は、設楽町田口字松洞12番地1、株式会社遠山建設、代表取締役遠山浩久です。1枚はねていただきますと、参考資料を添付させていただいております。9月6日の日に電子入札を行いました。税抜き予定価格116,257,000円に対し、落札価格114,000,000円で、落札率は98.06%であります。また工期につきましては、契約日の翌日から平成30年3月20日までとなっております。もう1枚はねていただきますと、入札の内容が記載してあります。今回の一般競争入札に応募することができたのは、町内に本社、支店、営業所を置くもの、または新城市、東栄町、豊根村に本社を置くもので、土木一式工事における最新の経営事項審査結果通知の総合評点が800点以上であるものとししました。入札には、落札者であります株式会社遠山建設はじめ新城以北の建設業者10社の参加がありました。なお事後審査型とは、契約予定者の工事实績、最新の経営事項審査結果点数、現場を監督する管理従事者の設置予定等を審査して、請負業者として適正を確認するものであります。工事の詳細につきましては、もう1枚はねていただくと、A3版に工事の概要と次に平面図がついております。土工の掘削12,400立米、盛土37,600立米をはじめ、法面工、排水構造物、雨水調整池等の工事並びにです、立木の伐採作業を行います。以上であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第52号「工事請負契約の締結について」

の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第52号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第42、議案第53号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長 それでは、議案第53号について御説明いたします。今回の補正ですけれども、財源の組み替えのみでございまして、金額の増減はございません。一部愛知県の補助金の減額に伴いまして、過疎対策事業債を増額するものであります。説明書の4ページ、5ページのほうお開きください。歳入であります。こちら6目土木費県補助金のほうで、愛知県の市町村土木費補助金の配分額の決定がありまして、今回7,000千円減額するものであります。この減額に伴いまして、財源として過疎対策事業債を7,000千円増額するという内容であります。

ということで、次の6ページ、7ページのほうの歳出につきましては、国県支出金と地方債の組み替えを行うものであります。

で、戻っていただきまして、3ページのほうの第2表地方債補正でございます。こちらで町道田内野平線改良工事を0として、田峯東区田内線を11,400千円とするものでありまして、現在、過疎債の一次協議中でありまして、近々県の県知事さんの同意が得られる予定となっております。それに関しまして、この町道田峯東区田内線のほうがですね、金額が、予算額のほうが協議に出した金額と異なっておりまして、まずそちらのほうを合わせないといけないということで、急きよ、今回補正予算をお願いするものであります。で、町道田内野平線というのは、ちょっとこちらの担当のほうで間違いがございまして、実際は町道田峯東区田内線、この工事にかかるものの記載となります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第53号「平成29年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第53号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第43「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 日程第44「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申し出があります。お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申し出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

閉会 午前 11 時 05 分